

令和２年度「特別養護老人ホーム等におけるＩＣＴ活用促進事業」補助金Ｑ＆Ａ編

令和２年７月８日（水）作成

Ｑ１	毎月費用を支払う介護ソフトは、「１年分」が対象となるのか、それとも「３月末まで」が対象かですか？
Ａ１	実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としており、当該年度の３月末までの経費が対象となります。

Ｑ２	令和２年４月に介護ソフトを導入済みだが、４月に発生した初期導入費用や月額料金も含めて、「１２ヶ月分」として申請できますか？
Ａ２	新型コロナウイルスに関連して導入したものについては、令和２年４月まで遡り可能です。その際は、初期導入費用や月額料金も含めて 来年の３月までの１２ヶ月分が補助対象となります（但し、必ずしも、交付をお約束できるものではありません）。

Ｑ３	介護ソフトの５年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助 対象経費として扱って良いですか。それとも按分して当該年度の３月末までの経費を補助対象経費とすべきですか。
Ａ３	使用权（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費とします。 ※「使用权」という名目であっても、実質の使用料の場合は、当該年度分の使用料としての申請をお願いします。

Ｑ４	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から１年間か、それとも当該年度末までですか。
Ａ４	リースの場合（歳出科目で「使用料及び賃借料」に該当する場合）には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としているため、当該年度の３月末までの経費が対象となります。

Ｑ５	遡りできるなら、端末を今、購入するのはどうですか？
Ａ５	新型コロナウイルスのための業務負担軽減として購入したもののみ４月１日まで遡り可能です。交付決定前の今、購入していただいてもかまいません。但し、申請内容を精査した結果や予算の都合で全てを交付できない可能性もございますので、ご了承ください（補助要件を満たす介護ソフトを事業所が活用している場合のみです）。

Ｑ６	タブレット端末の台数を増やすことは可能ですか？
Ａ６	対象になります（補助要件を満たす介護ソフトを事業所が活用している場合）。

Ｑ７	オンライン面会のためにタブレットを使っています。そのタブレットには介護ソフトは入っていませんが、事業所には介護ソフトが入っています。対象になりますか？
Ａ７	オンライン面会として使用するタブレットについても、介護ソフトを入れることが条件になります。あくまでも、新型コロナウイルスのためのものではなく、業務負担軽減に繋がる機器の導入を補助するものであり、従って導入したタブレットでも一気通貫で業務を行えることが前提となります（補助要件を満たす介護ソフトを事業所が活用し、当該タブレット端末にもインストールされている場合）。

Q 8	オンライン面会の端末に、介護ソフトがインストールされていないと対象外ですか？「インストール」はそもそも、クラウドなら必要ないがどういう意味ですか？
A 8	本補助金は介護業務を一気通貫で行うことで、職員の業務負担軽減を図ることを目的としています。従って導入したタブレットでも一気通貫で業務を行えることが前提となります（オンライン面会として使用するタブレットも、あくまでもこの目的に沿って導入していただく必要がございます）。クラウド上でも一気通貫で業務が行えるのであれば特段問題はございません。

Q 9	要件に「必ず介護ソフトをインストールのうえ」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト（ASP 型の介護ソフト）は補助対象となりますか。
A 9	対象となります。

Q 1 0	ガラケーからスマホに代えるのは対象ですか？
A 1 0	スマホを増やすということで対象になります（補助要件を満たす介護ソフトを事業所が活用している場合）。

Q 1 1	端末代に通信費が含まれている場合はどうすればいいですか。
A 1 1	端末代だけが分かる見積書を提出して下さい。

Q 1 2	タブレット端末への入力に使う「ペン」は対象ですか？
A 1 2	記録業務の負担軽減という位置づけで対象となります（一気通貫の介護ソフトの活用が前提条件です）。

Q 1 3	事務所ではなく出先で使う為の介護ソフトの入力で、タブレット端末（iPadpro）の「キーボード」は対象になりますか？
A 1 3	出先での記録業務の負担軽減という位置づけで対象となります（介護ソフトでの一気通貫の活用が前提条件です）。

Q 1 4	一気通貫の介護ソフトを入れているうえで、端末を申請する場合、端末を増やしたことで発生する「介護ソフトのインストール経費」は対象ですか？
A 1 4	対象となります（介護ソフトでの一気通貫の活用が前提条件です）。

Q 1 5	タブレットで入力した情報を保存している「ハードディスク」や「クラウド」は補助対象ですか。
A 1 5	介護ソフトを使っており、入力した情報が保存される「ハードディスク」や「クラウド」は補助対象です。

Q 1 6	外で端末を使えるようにするための「セキュリティサービス」は対象か？
A 1 6	セキュリティ対策費も補助対象となります（一気通貫の介護ソフト活用が前提要件です）。 ※様式 3 で、必要性を詳しく記入してください。

Q 1 7	セキュリティ上の不安がある為、新たなネットワークを構築するための「ネットワーク工事費とタブレット購入」は対象ですか。
A 1 7	タブレット購入とネットワーク機器の購入・設置費も対象となります（一気通貫の介護ソフト活用が前提要件です）。 ※様式 3 で、必要性を詳しく記入してください。

Q 1 8	介護ソフトと一体となっている「オンライン会議システム」は、「機能追加」は対象ですか？
A 1 8	バックオフィス業務として追加可能です。

Q 1 9	本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫と関係ない業務に利用することは可能ですか。
A 1 9	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気通貫になっていない介護事業所が I C Tを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定しています。本事業により導入したタブレット端末は、本来は一気通貫のために使用されるべきものであるが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、一気通貫が実現できていれば、以下 の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えありません。 ・バックオフィス業務やオンライン面会用のソフトウェアを併せて本事業で導入する ・本事業以外で導入したソフトウェアをインストールする

Q 2 0	本事業において、バックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫とは関係ない業務にのみ使用するタブレット端末やソフトウェアの導入、Wi-Fi の設置工事について補助することは可能ですか。
A 2 0	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気通貫になっていない介護事業所が I C Tを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定しています。そのため、バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は、本事業の対象となりません。

Q 2 1	購入済みの機器は契約書があればいいかと思うが、見積書はいりますか？
A 2 1	補助対象外のものが含まれている場合は、内訳が明示された見積書を添付し、補助対象のものが分かるように明記をお願いします。

Q 2 2	既に請求ソフトを使っていて、記録と情報共有の機能を増やす場合には、何が必要ですか？
A 2 2	見積書だけでなく、以下の 2 種類の資料を添付してください。 ・請求ソフトの名称がわかる契約書 ・記録と情報共有のソフトの見積書 (内訳に「記録、情報共有、請求の一気通貫になる旨」を記載してもらいましょう)

Q 2 3	既に、一気通貫の介護ソフトを使っている、端末を増やす場合の申請方法はどのような方法がよいですか？
A 2 3	新たに購入する端末の見積書だけでなく、介護ソフトの名称がわかる契約書も添付してください。

Q 2 4	職員数がわかる資料（勤務形態一覧表）について、管理者や、生活相談員、リハビリ職員、生活相談員、事務員等は含めますか？
A 2 4	I C Tの活用が見込まれる管理者や、生活相談員、リハビリ職員、生活相談員、事務員等は記入して差し支えありません。

Q 2 5	常勤換算後の人数について、小数点が発生する場合は、小数点第一位を四捨五入することによって宜しいですか。
A 2 5	常勤換算については、小数点以下を四捨五入することとさせていただきます。

Q 2 6	どのような方法で補助金申請の結果が分かりますか？
A 2 6	補助金を受ける事ができる場合は、横浜市作成の「補助金交付決定通知書」が郵送で届きます。

Q 2 7	ホームページの例示されている介護ソフト以外で、要件を満たすソフトは対象か？
A 2 7	例示されているもの以外でも要件を満たせば導入可能です。要件を満たすか否かは、ベンダーまたは代理店に確認をしてください。

Q 2 8	介護ソフトの「機能」を増やして、一気通貫にする場合は？
A 2 8	対象になります（補助要件を満たす介護ソフトを事業所が活用している場合）。

Q 2 9	介護ソフトの切り替えは対象ですか？
A 2 9	補助要件を満たさない介護ソフトから「要件を満たす介護ソフト」に切り替える場合は対象になります。

Q 3 0	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場 合等）は対象としても良いですか。
A 3 0	差し支えありません。

Q 3 1	本事業によって導入する介護ソフトの標準仕様や CHASE の実装が、介護事業所がソフトを導入する時期や年度内間に合わない場合はどのように対応しますか。
A 3 1	標準仕様については、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について」の一部改正について」（令和 2 年 3 月 26 日 老振発 0326 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）にて通知したところです。また、CHASE については、「高齢者の状態・ケアの内容等のデータベース（CHASE）と介護ソフト間における情報連携の標準仕様」について（令和 2 年 5 月 1 日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において情報提供したところです。今後、各ベンダーにおいて実装が進んでいくと考えられるが、各介護事業所における導入予定時期に実装が間に合わないこともあり得ます。その場合は、各ベンダーによる標準仕様、CHASE への対応予定を示すカタログ等の資料により対応予定であることを確認する等、現実的な手段をもって確認をさせていただきます。

Q 3 2	親会社から子会社への販売等、関連法人の間で販売されるソフトウェアは、本事業の補助対象となり得ますか。
A 3 2	関連法人であっても、法人格が異なる法人の間で販売やリース等を含む契約が発生するものは、本事業の補助対象と考えて差し支えないです。なお、同一法人内でソフトウェアを提供していて、他の事業所に対して一般販売をしており、同価格で当該事業所に対して販売する場合は対象になり得るが、当該事業所の職員がソフトウェア販売やサポート業務等を担って いたり、提供にあたって金銭の流れが発生していなかったりする場合は、対象とするのは適当 ではありません。また、同一法人内で当該事業者が使用するために個別に開発されるソフトウェアの開発に要する経費は対象となりません。

Q 3 3	1 つの法人で複数の事業所が使用できるソフトの場合、見積書は、事業所数で按分した額を掲載するのでしょうか？
A 3 3	事業所数で按分した額の見積書で申請してください。